

# 札幌市自立支援協議会 相談支援部会規約

(名称)

## 第1条

本会は、「札幌市自立支援協議会相談支援部会」と称する。

(構成員)

第2条 本会は、札幌市障がい者相談支援事業所を実施する機関により構成する。

(目的)

## 第3条

本会は、相談支援に係る専門部会として、「障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」（札幌市障がい者相談支援事業実施要綱）の推進、その他相談支援事業の推進に資することを目的とする。

(活動)

第4条 本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 障がい当事者の権利擁護、地域支援体制の推進に関する活動
- (2) 障がい者相談支援事業実施機関及び関係機関の連携強化に関する活動
- (3) 障がい者相談支援事業実施機関及び従事する職員の資質向上に関する活動
- (4) 相談支援に関する施策等への提言
- (5) その他、目的の達成に必要な活動

2 年間活動計画は部会長が作成し、事務局会議で意見聴取した後、定例会で議決を得る。

3 年間活動計画を変更する場合は、定例会で議決を得る。

(会議)

第5条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 定例会、(2) 事務局会議、(3) エリア会議、(4) 地域支援員会議、(5) 巡回法律相談会、(6) ピアサポーター事業所会議

2 定例会は、障がい者相談支援事業実施機関が一同に会し、本会の活動に必要な報告、情報共有及び協議を行う。協議が調わない場合は決議を行う。  
なお、本会に必要な外部機関による周知・啓発活動等を目的とした参加ができることとする。

3 事務局会議は、部会長、副部会長、各エリア会議代表、事務局、札幌市障がい福祉課で構成し、活動の推進及び全体の調整にあたる。

4 エリア会議は、4つに分けたエリアと基幹相談支援センター1か所を独立エリアとし、5か所で会議を開催し、本会の活動に必要な報告、情報共有及び協議を行う。

なお、エリア区分は、東区・北区エリア、中央区・西区・手稲エリア、白石区・厚別区・清田区エリア、南区・豊平区エリア、基幹相談支援センターエリアとする。（平成29年度から実施）

また、本会に必要な外部機関による周知・啓発活動等を目的とした参加ができることとする。

5 地域支援員会議は、配置されている事業所の地域支援員が参加し、『障がい者が孤立せず地域で安心して暮らせるよう、制度のはざまに留意して地域福祉活動者や団体、地域住民等と協力体制の構築を目指すことを目的』（札幌市障がい者

相談支援事業実施要綱参照) としての活動の進捗報告、情報共有を行う。

- 6 巡回法律相談会は、相談支援事業所の業務に関する法律相談を実施し、その業務の質の向上等を図ることを目的（札幌市障がい者相談支援事業所巡回法律相談実施要綱参照）としての活動とする。
- 7 ピアサポーター事業所会議は、配置されている事業所の相談員が参加し、ピアサポーター自身の当事者性を生かし、障がい者が相互に助け合いながら、自分らしい生き方を見つけていくための支え合いの活動を目的（札幌市障がい者相談支援事業実施要綱参照）としての活動の進捗報告、情報共有を行う。
- 8 本会の構成員の総意により、関係機関等をオブザーバーとして参加させることができる。本会におけるオブザーバーとは、原則傍聴のみとし、意見を求められた場合は発言ができるものとする。オブザーバーが参加できる会議は、定例会、エリア会議とする。

（議事）

第 6 条 決議を取る場合は、過半数の出席者（委任状提出者を含む。）で成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、会則の改廃は出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

- 2 会議の内容は、広く構成員に周知し、その意見を反映するよう努めなければならない。

（役員等の定数及び選任）

第 7 条 本会に次の役員を置く。

（ 1 ） 部会長 1 名

障がい者相談支援事業所経験年数 5 年以上の常勤職員とする。なお、他の業務と兼務をしている場合であっても常勤職員の場合は、対象者とする。

エリアにおける経験者が総数の 4 割以下になった際は、経験年数の範囲を広げることとする。

（ 2 ） 副部会長 3 名

障がい者相談支援事業所経験年数 3 年以上の常勤職員とする。

なお、他の業務と兼務をしている場合であっても常勤職員の場合は、対象者とする。

エリアにおける経験者が総数の 4 割以下になった際は、経験年数の範囲を広げることとする。

（ 3 ） エリア代表 4 名

- 2 前項（ 1 ）（ 2 ）役員は第 3 条の会員の中から本会定例会の互選によって定める。なお前項の規定は、立候補者を妨げるものではない。（ 3 ）の役員は、エリア会議の互選によって定める。

（役員任期）

第 8 条 部会長、副部会長の任期は 3 年とし、再任を妨げないものとするが、札幌市自立支援協議会設置要綱 3 条 2 の規定により、自立支援協議会の委員（部会長）となるものは、原則通算 6 年を限度とする。

- 2 エリア代表の任期は、各エリアの裁量によって決定する。
- 3 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（役員職務）

第 9 条 部会長は、本会を総理し、本会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 エリア代表は、エリア会議の連絡・報告・調整等、必要な庶務を行う。

(本会の年度)

第10条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(議決権)

第11条 定例会における議決権は、1事業所につき1個とする。

(本会の文書と会長印)

第12条 文書の発行名義人は、部会長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

2 部会長印は、業務遂行上作成された文書に使用し、「相談支援部会部会長」の印章とする。

(事務局)

第13条 本会の活動を円滑に行なうため、札幌市基幹相談支援センターが事務局機能を担うこととする。

(1) 札幌市基幹相談支援センターへ事務局機能を置くものとする。

(2) 事務局は諸会議の連絡、報告、調整、その他本会に必要な庶務を行う。

附則	この規約は、平成23年2月1日から施行する。
附則	この規約は、平成23年4月22日から施行する。
附則	この規約は、平成24年4月17日から施行する。
附則	この規約は、平成26年6月11日から施行する。
附則	この規約は、平成29年6月28日から施行する。
附則	この規約は、令和4年4月1日から施行する。
附則	この規約は、令和5年8月31日から施行する。